

災害時における協力に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と大阪府簡易宿所生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大阪府域において地震等の災害発生時（以下「災害時」という。）における協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、府民等の衛生的な生活環境を確保するため、甲が乙に協力を要請し、協力を円滑に行えることを目的とする。

（協力支援内容）

第2条 乙の協力支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）旅行者を含む帰宅困難者等に対する一時滞在場所の提供
- （2）入浴サービスの提供
- （3）水道水、トイレ、避難情報等の提供
- （4）その他必要とする事項

（要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し、協力を要請する。

- 2 甲の要請は、要請者、要請の理由及び内容等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

（実施）

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けた場合、可能な範囲で協力に応じる。

- 2 旅行者を含む帰宅困難者等に対する一時滞在場所の提供を行う施設は別紙に定める。
- 3 乙は、協力を実施した場合には、甲に報告を行う。

（費用）

第5条 乙の協力に係る経費については、災害救助法の規定により甲が負担すると認めたものを除き、乙が負担する。ただし、関係市町村が経費を負担することを妨げるものではない。

（協力）

第6条 乙は、平常時における甲の防災啓発及び防災訓練の取組につき、可能な範囲で協力する。

(連絡体制)

第7条 この協定の運用が円滑に行われるよう、甲は大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課、乙は大阪府簡易宿所生活衛生同業組合事務局の間で、適切に連絡を取れる体制を構築する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1カ月前までに甲又は乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年9月1日

甲 大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府簡易宿所生活衛生同業組合

理事長 草木 明石